

# 役員退職手当支給規程

平成 23 年 4 月 1 日

規程 第 12 号

## ( 総則 )

第 1 条 一般財団法人石油開発情報センターの常勤の役員に対する退職手当の支給についてはこの規程の定めるところによる。

## ( 退職手当の額 )

第 2 条 退職手当の額は、常勤役員としての在職期間(以下「在職期間」という。)1ヶ月につき、役員が退職し、解任され又は死亡した日(以下「退職の日」という。)における月額報酬に17分の12の割合を乗じて得た額に、100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。ただし、第4条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職期間」という。)1ヶ月につき退職の日における当該異なる役職ごとの月額報酬に17分の12の割合を乗じて得た額に、100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの合計額とする。

## ( 在職期間の計算 )

第 3 条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命された日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1ヶ月に満たない端数(以下「端数」という。)が生じたときは、これを1ヶ月とする。

2 前条第1項ただし書きの規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1ヶ月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1ヶ月を減ずるものとする。

## ( 再任等の場合の取扱い )

第 4 条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については引き続き在職したものとみなし、その者の退職手当は支給しない。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

## ( 退職手当の支給 )

第 5 条 退職手当は、役員が退職し、又は解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に支給するものとする。ただし、役員が、定款第34条の規定により解任されたとき(同条第2号に該当し解任された場合を除く。)は、当該役員には退職手当は支給しない。また、役員退職後、同規定により解任されたであろう事実が判明した場合、既に退職手当の支給を受けた役員は遅滞なく返納しなければならない。

## ( 遺族の範囲及び順位 )

第 6 条 前条に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号に掲げるものとし、第2号及び第3号に掲げる者のうちあっては同号に掲げる順位による。

- (1) 配偶者(婚姻の届け出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計をともにしていた者
- (3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しない者

- 2 前項第2号及び第3号中、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当を受けるべき遺族のうち同順位の者が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数はこれを100円に切り上げるものとする。

(実施細則)

第8条 退職手当の支給手続きその他この規程の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。